

令和5年度埼玉・農のエコロジーアワード募集要項

令和5年11月13日 農林部長決裁

1 趣旨

埼玉・農のエコロジーアワードは、農業に由来する環境負荷の低減に取り組む農業者等及び農業における環境負荷低減に貢献する製品やサービスを提供する事業者を表彰し、その功績を称え、受賞者の取組の周知を通して、本県の農業における環境負荷低減の取組を促進するため、県内の農業者等及び事業者を募集する。

2 対象者

次のいずれかに該当するものとする。なお、農業者等には、法人及び団体を含むものとする。

- (1) 埼玉県内に在住する農業者等（法人及び団体の場合において、「在住する」とあるのは「農場が所在する」に読み替えるものとする。）
- (2) (1) に該当する農業者等を主たる構成員とする団体
- (3) 埼玉県内に本社又は営業所を有し、環境負荷低減に貢献する製品やサービスを提供する事業者

3 選考対象の取組

選考対象となる取組は、次のとおりとする。

- (1) 農業者等（ア～オのすべてを満たすもの）
 - ア 環境負荷低減に資する取組を行っていること
 - イ 効率的な生産に向けた取組を行っていること
 - ウ 安定出荷や販路確保の取組を行っていること
 - エ 地域のモデルとなる取組を行っていること
 - オ 取組内容に創意工夫があり、高い実績があること
- (2) 事業者（ア～ウのすべてを満たすもの）
 - ア 農業における環境負荷低減に資する製品やサービスを提供し、地域や農業者等の環境負荷低減事業活動の取組に貢献していること
 - イ 消費者等の理解や関心を高める取組を行っていること
 - ウ 取組内容に創意工夫があり、高い実績があること

4 表彰

- (1) 最も優秀な1点を埼玉・農のエコロジーアワードの大賞とする。
- (2) 大賞に次ぐ優秀な原則1点を埼玉・農のエコロジーアワードの優秀賞とする。
- (3) 大賞、優秀賞を決定し、表彰状を授与する。
なお、表彰式は令和6年3月を予定している。

5 応募方法

別に定める「応募用紙」に必要事項を記入の上、埼玉県農林部農産物安全課宛てに電子メールで提出する。応募は自薦・他薦いずれも可とする。

(1) 応募期間

令和5年11月29日(水)～令和6年1月19日(金)

(2) 応募用紙のダウンロード先

埼玉県ホームページ

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0907/midori_award/midori_eaward.html

(3) 応募先

E-mail : a4070-07@pref.saitama.lg.jp

埼玉県農林部農産物安全課 安全生産・有機担当(山田、亀有)

※ メールで御応募いただいた際、返信メールを送付します。

1月23日(火)の正午までに返信メールが届かない場合は、応募メールが届いていない可能性があるため、至急、お問い合わせください。

※ 電子メールが使用できない方は御相談ください。

(4) 問い合わせ先(受付時間:午前9時～午後5時(閉庁日は除く))

埼玉県農林部農産物安全課安全生産・有機担当 山田、亀有

〒330-9301

住所:埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1(本庁舎5階東側)

TEL:048-830-4057

FAX:048-830-4832

(5) その他

応募後に、埼玉県農林部農産物安全課や各農林振興センター等の県機関から応募内容についての問い合わせや追加資料の提出等をお願いすることがある。

6 選考方法

埼玉・農のエコロジーアワード選考委員会の幹事による予備選考の後、選考委員会を開催し、最終選考を実施する。

最終選考結果に基づき、埼玉県知事が決定する。

なお、審査の内容については公表しない。

7 主催

埼玉県

8 個人情報の保護

当該表彰に当たって取得した個人情報については、表彰における経営紹介や、表彰資料等の作成に用いることがあることについて、あらかじめ被表彰者の合意を得た上で、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等に基づき、適正に管理する。